

2010年6月14日制定

2013年5月17日改定

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下本会という）関西支部（以下支部という）という。

(事務所)

第2条 支部は、その事務所を大阪市に置く。

- 2 必要な場合、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得、支所を置くことができる。また支所の廃止の場合も同様とする。

(地域・構成)

第3条 支部の地域は次の通りであって、この地域に在住又は在職する本会の会員をもって構成する。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県

- 2 どの支部の地域にも規定されていない地域に、在住又は在職する会員については、その会員にとっての利便性を優先して、構成する支部を決定する。

(目的)

第4条 支部は、本会定款に規定する目的および事業に準拠し、活動を行う事を目的とする。

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 2名以内

幹 事 3名以上 15名以内（支部長、副支部長を含む）

監 査 2名

(役員を選任)

第6条 支部役員は、支部地域在住又は在職の正会員（個人）のうちから、支部総会にお

いて選任する。

- 2 支部長及び副支部長は、支部役員会において互選する。
- 3 監査は他の役員を兼ねることができない
- 4 支部役員選任規則は別に定める。

(役員の仕事)

第7条 支部長は支部を代表し、支部の活動を掌握する。また、支部総会及び支部役員会を召集しその議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときには、支部役員会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 幹事は支部役員会を通じて、支部を運営するとともに、支部長の指名により分担して支部の活動を遂行する。
- 4 監査は、支部の経理ならびに活動執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1期2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後又は辞任後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員が次の各号に該当するときは、支部総会において出席総会員の3分の2以上の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の疾患により職務遂行が困難と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として不適當な行為があると認められるとき。

(役員の仕事)

第10条 役員に欠員を生じ、支部役員会で必要と認めたときは、支部役員会にて選任することができる。

- 2 補選された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 支部に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は支部役員会の推薦により、支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(支部総会)

- 第12条 通常支部総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集する。
- 2 臨時支部総会は、支部役員会が必要と認めたとき、または地域在住又は在職正会員の5分の1以上から理由を付して請求があったとき、又は監査から請求があったときに開催する。
 - 3 支部総会の開催に必要な定足数は、地域在住又は在職正会員の5分の1とする。ただし、委任状を含む。
 - 4 支部総会の議決に必要な数は支部総会出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

(支部役員会)

- 第13条 支部役員会は支部の役員をもって構成し、支部の活動を評議決定する。
- 2 支部役員会は、役員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
 - 3 支部役員会の議決に必要な数は支部役員会出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

(事務局長及び職員)

- 第14条 支部の事務を処理するために、事務局長及び職員を置くことができる。
- 2 事務局長は支部長が任命し、事務全般を掌握する。

(経費支弁)

- 第15条 支部の経費は、本部からの支部交付金、及び支部事業から生ずる収入等でこれを支弁する。

(事業年度)

- 第16条 支部の事業年度は本会と同一とする。

(経理の承認)

第17条 支部の経理は、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

(支部委員会)

第18条 支部が、運営ならびに目的達成のため支部委員会を設ける場合には、支部役員会の議を経て設置し、支部長から委員を委嘱する。また支部委員会の廃止および委員解職の場合も同様とする。

(規程の変更)

第19条 支部規程を変更しようとするときは、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

(準用)

第20条 この規程に定めのない事項については、本会の定款及び諸規則等を準用し、定款に特別の定めがない場合には、支部総会の議決によって決定することができる。

(施行)

第21条 この規程は、2013年4月1日に遡り実施する。